

第一章 一般規定

- 第1条 法律の目的
- 第2条 労働法
- 第3条 法律の範囲
- 第4条 法的用語の定義
- 第5条 雇用と労使関係の基本原則と基本的権利
- 第6条 雇用および労使関係における差別の禁止
- 第7条 雇用および労使関係におけるハラスメント、暴力およびセクシャルハラスメントの禁止
- 第8条 強制労働の禁止
- 第9条 雇用および労使関係における結社の自由の確保
- 第10条 雇用および労使関係における担保の使用の禁止
- 第11条 雇用および労使関係における不公正な行為の禁止
- 第12条 労働協約、労使協定、就業規則および労働契約の要件

第2章 労使関係におけるソーシャルパートナーシップ

- 第13条 労使関係におけるソーシャルパートナーシップとその原則
- 第14条 ソーシャルパートナーシップ実施のレベルと形態
- 第15条 三者間社会的パートナーシップの管理
- 第16条 全国委員会の権限
- 第17条 国家資格フレームワーク

第3章 団体交渉

- 第18条 団体交渉
- 第19条 団体交渉の基本原則
- 第20条 団体交渉の開始
- 第21条 団体交渉の開始と交渉
- 第22条 団体交渉プロセスへの干渉の禁止
- 第23条 情報の提供
- 第24条 団体交渉への参加者の保証
- 第25条 ストライキとその開始
- 第26条 ストライキと一時的閉鎖/ロックアウト/
- 第27条 ストライキの管理、ストライキの一時停止または再開、またはストライキの終了
- 第28条 ストライキとロックアウトの禁止、延期、停止

第 29 条 ストライキおよび一時的閉鎖が違法とみなされる場合

第 30 条 ストライキ権の行使に関する保証

第 4 章 労働協約と労使協定

第 1 節 一般的な理論的根拠

第 31 条 労働協約および労使協定の締結

第 32 条 労働協約および労使協定の登録とデータベースの作成

第 33 条 労働協約および労使協定の監視と実施

第 2 節 労働協約

第 34 条 労働協約により規制される関係

第 35 条 労働協約の範囲

第 36 条 労働協約の締約団体

第 3 節 労使協定

第 37 条 労使協定により規制される関係

第 38 条 労使協定を締結する当事者

第 39 条 労使協定の範囲

第 40 条 労使協定の遵守

第 5 章 雇用関係

第 1 節 一般的な理論的根拠

第 41 条 雇用関係を確立するための条件

第 42 条 労働者の基本的権利と義務

第 43 条 使用者の基本的権利と義務

第 45 条 労働者の情報を取得、処理、保存、および使用するための手順

第 46 条 情報保護に対する労働者の権利

第 2 節 労働契約の一般規定

第 47 条 労働契約とその当事者

第 48 条 労働契約の形態

第 49 条 労働契約の条件

第 50 条 労働契約の期間

- 第 51 条 職務記述書の入手
- 第 52 条 労働契約の改訂
- 第 53 条 労働契約に明記されていない職務の遂行の制限
- 第 54 条 労働者が職務の遂行を拒否する権利
- 第 55 条 職務遂行の停止
- 第 56 条 複数の職務を同時に実行する場合
- 第 57 条 並行（副業）労働契約の締結
- 第 58 条 別の業務への一時的な異動
- 第 59 条 人事異動
- 第 60 条 労働者の職務の保持
- 第 61 条 以前の職務または職位への復帰

第 3 節 労働契約の種類

- 第 62 条 見習い労働契約
- 第 63 条 インターン労働契約
- 第 64 条 試用労働契約
- 第 65 条 特別な条件の労働契約
- 第 66 条 パートタイム（アルバイト）契約
- 第 67 条 在宅労働者の労働契約
- 第 68 条 リモートワーク・テレワーク勤務者の労働契約

第 4 節 市民間の労働契約

- 第 69 条 市民間で締結される労働契約の要件と条件
- 第 70 条 市民間で締結された労働契約の登録と終了
- 第 71 条 遊牧民に雇用される労働者、家事労働者および同様の労働者と締結される労働契約の特殊性

第 5 節 労働契約の追加条件

- 第 72 条 競業禁止義務
- 第 73 条 使用者の費用負担でトレーニングする労働者の義務
- 第 74 条 労働者の守秘義務
- 第 75 条 労働者の完全賠償責任

第 6 節 三者間の雇用関係

- 第 76 条 労働供給契約に基づく雇用
- 第 77 条 労働供給契約の条件

第7節 雇用関係の終了

- 第78条 雇用関係の終了の理由
- 第79条 労働者の主導による雇用関係の終了
- 第80条 使用者の主導による雇用関係の終了
- 第81条 大量解雇の場合の規制
- 第82条 解雇手当
- 第83条 仕事の引継ぎまたは雇用関係の終了に関する決定

第6章 労働時間と休暇

第1節 労働時間

- 第84条 最大労働時間
- 第85条 労働時間の短縮
- 第86条 アルバイト労働時間
- 第87条 シフト労働時間
- 第88条 夜間労働時間
- 第89条 手待ち時間
- 第90条 労働時間の合算
- 第91条 残業時間
- 第92条。長期シフト労働

第2節 休憩・休暇

- 第93条 休憩・休暇の種類
- 第94条 休憩と食事休憩
- 第95条 連続する2営業日間の継続的な休息
- 第96条 毎週の休暇
- 第97条 祝祭日
- 第98条 祝祭日および週末の労働制限
- 第99条 定期休暇（年次有給休暇）とその期間
- 第100条 私的休暇の付与

第7章 給与と福利厚生

- 第101条 給与
- 第102条 賃金を決定の原則
- 第103条 給与規制

- 第 104 条 賃金の支払い
- 第 105 条 給与の支払い方法
- 第 106 条 労働基準
- 第 107 条 基本給の決定
- 第 108 条 補足
- 第 109 条 追加の支払い（付加金）
- 第 110 条 年次有給休暇手当
- 第 111 条 パートタイム労働者の賃金
- 第 112 条 牧畜民の給与
- 第 113 条 労働者が職務を遂行することを拒否したこと、証人および被害者を保護するための措置に従って就業できなかったことまたは他の仕事に異動したことに対する報酬および補償
- 第 114 条 労働基準の違反に対する報酬と補償
- 第 115 条 労働時間の短縮がある場合の支払い
- 第 116 条 休業補償
- 第 117 条 労働者に支払われるその他の給付
- 第 118 条 給与変更の通知
- 第 119 条 給与からの控除とその金額の制限

第 8 章 労働安全衛生

- 第 120 条 職場の労働安全と衛生状態を確保し、労働者の健康を保護する
- 第 121 条 労働の安全と衛生の要件と基準の遵守

第 9 章 就業規則および労働契約と責任

第 1 節 就業規則と責任

- 第 122 条 就業規則
- 第 123 条 労働懲戒処分

第 2 節 使用者の責任

- 第 124 条 給与の期日不払いに対する罰則
- 第 125 条 労働災害、急性中毒または職業病により労働者に生じた損害の補償
- 第 126 条 労働者の職務遂行における個人用工具、器具および物品の使用に対する補償。
- 第 127 条 労働者の別の職務への不当な異動、ローテーション、雇用関係の終了の場合の使用者の責任
- 第 128 条 雇用関係終了後の使用者の責任

第3節 労働者の責任

- 第129条 財産的責任とその賦課の理由
- 第130条 特別条件の労働契約を結んでいる労働者に課せられる財産責任
- 第131条 完全財産責任
- 第132条 労働者による物的損害の額の決定
- 第133条 物的損害の補償手続
- 第134条 財産リスクからの使用者の保護

第10章 特定の者との雇用関係

- 第135条 妊娠中の女性、3歳未満の子を持つシングルマザー（シングルファーザー）との雇用関係の終了の禁止
- 第136条 母乳休憩、育児のための追加の休憩と補償
- 第137条 出産休暇と育児休暇
- 第138条 乳児を養子にした労働者の休暇
- 第139条 育児休業の付与
- 第140条 妊娠中の女性と3歳未満の子供を持つ労働者の柔軟な雇用
- 第141条 出張の禁止
- 第142条 未成年者の雇用
- 第143条 未成年者の健康の保護
- 第144条 障害者の雇用
- 第145条 高齢者の雇用
- 第146条 外国人および無国籍者の雇用

第11章 労働紛争規制

第1節 労働争議の和解

- 第147条 労働争議とその決議
- 第148条 労働調停人の支援による労働争議の解決
- 第149条 労働調停活動
- 第150条 労働調停人の権利と義務
- 第151条 労働仲裁による労働争議の解決
- 第152条 労働仲裁人の権利と義務
- 第153条 労働調停および労働仲裁における紛争当事者の義務

第2節 労働者の権利紛争の解決

- 第154条 労働者の権利紛争の解決
- 第155条 労働者の権利紛争の解決のためのソムおよび地区の三者委員会
- 第156条 労働者の権利紛争の解決に関する委員会
- 第157条 労働者の権利紛争に関する不服申立期間の回復
- 第158条 裁判所における労働者の権利紛争の解決

第12章 労働管理と監督

- 第159条 労務管理システム
- 第160条 アイマグ、首都および地区の労働組織とその機能
- 第161条 労働法の施行の監督
- 第162条 労働検査に関する国家検査官の権利と責任
- 第163条 労働検査を実施する国家検査官の責任
- 第164条 事業体又は組織の労務管理

第13章 その他

- 第165条 法律違反者に対する責任
- 第166条 法律の発効